

第5部 畜 産

解 説

この部には、「畜産統計調査」の結果及び「畜産統計」から家畜の飼養戸数、頭羽数を、「牛乳乳製品統計調査」の結果から生乳生産量等に関する統計を掲載した。

1 調査の概要

(1) 畜産統計調査

畜産統計調査は、主要家畜（豚、採卵鶏及びブロイラー）に関する規模別・経営タイプ別飼養戸数及び飼養頭（羽）数等を把握し、我が国の畜産生産の現況を明らかにするとともに、畜産行政推進のための基礎資料を整備することを目的として、毎年2月1日現在で実施している。なお、農林業センサス実施年は調査を休止する。

(2) 畜産統計

畜産統計は、主要家畜（乳用牛及び肉用牛）に関する規模別・飼養状態別飼養戸数、頭数等を行政記録情報や関連統計の情報により把握し、我が国の畜産生産の現況を明らかにするとともに、畜産行政推進のための基礎資料を整備することを目的とする。

この統計は、令和2年（2020年）2月1日現在の乳用牛及び肉用牛について、飼養者を対象とした統計調査を廃止し、新たに牛個体識別全国データベース（注）、乳用牛群能力検定成績等の情報を利用して集計する加工統計に変更したことに端を発している。

（注）牛個体識別全国データベースとは、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（平成15年法律第72号）第3条に規定された牛個体識別台帳に記載された事項及びその他関連する記載事項をいう。

(3) 牛乳乳製品統計調査

牛乳乳製品統計調査は、牛乳及び乳製品の生産、出荷及び在庫等に関する実態を明らかにし、畜産行政の基礎資料を整備することを目的とする。

2 定義及び用語の解説

(1) 豚

肉用を目的として飼養している豚をいう。

ア 子取り用めす豚

生後6か月以上で子豚を生産することを目的として飼養しているめす豚をいう。実際には、過去に種付けしたことのある豚及び近い将来種付けすることが確定している豚をいう。

イ 種おす豚

生後6か月以上で種付けすることを目的として飼養しているおす豚をいう。実際には、過去に種付けしたことのある豚及び近い将来種付けすることが確定している豚をいう。

ウ 肥育豚

自家で肥育して肉豚として販売することを目的として飼養している豚をいい、肥育用のもと豚として販売するものは含めない。

エ もと豚として出荷予定の子豚

肥育用のもと豚として販売する豚をいう。

オ その他

上記以外の豚をいう。

(2) 採卵鶏

鶏卵を生産する目的で飼養されている鶏をいう。

(3) 採卵鶏の飼養羽数

2月1日現在で鶏卵を生産する目的で飼養されている鶏の飼養羽数をいう。

(注) 調査期日現在の飼養羽数の例外的取扱いについて

単一鶏群飼養でオールイン・オールアウト方式を採用している飼養者が調査期日時時点でオールアウトしていた場合の飼養羽数は「0」となるが、このような場合については当該飼養者に再飼養の意向を確認し、今後の飼養予定羽数を計上した。

ア 成鶏

ふ化後、6か月齢以上のめすの鶏をいう。

イ ひな

ふ化後、6か月齢未満のめすの鶏をいう。

ウ 採卵鶏の種鶏

採卵用のひなの生産を目的として、種卵採取を行うための鶏（おす及び採卵採取を行う予定のひなを含む。）をいう。

(4) ブロイラー

当初から「食用」にする目的で飼養し、ふ化後3か月未満で肉用として出荷する鶏をいう。肉用目的で飼養している鶏であれば、「肉用種」「卵用種」の種類を問わないが、採卵鶏の廃鶏は含めない。

なお、ふ化後3か月未満で肉用として出荷する鶏であれば、地鶏及び銘柄鶏も含めた。この場合の「地鶏」とは特定 JAS 規格の認定を受けた鶏（ふ化後75日以上で出荷）を、「銘柄鶏」とは一般社団法人日本食鳥協会の定義により出荷時に「銘柄鶏」の表示がされる鶏をいう。

(5) ブロイラーの出荷羽数

前年の2月2日から本年の2月1日までの1年間に出荷した羽数をいう。2月1日現在で飼養を休止又は中止している場合でも、年間3,000羽以上の出荷があれば、羽数を計上した。

(6) ブロイラーの飼養羽数

2月1日現在で飼養している鶏のうち、ふ化後3か月未満で出荷予定の鶏の飼養羽数をいう。

(注) 調査期日現在の飼養羽数の例外的取扱いについて

単一鶏群飼養でオールイン・オールアウト方式を採用している飼養者が調査期日時時点でオールアウトしていた場合の飼養羽数は「0」となるが、このような場合については当該飼養者に再飼養の意向を確認し、今後の飼養予定羽数を計上した。

(7) 乳用牛

搾乳を目的として飼養している牛及び将来搾乳牛に仕立てる目的で飼養している子牛をいう。したがって、集計の対象はめすのみとし、交配するための同種のおすは除いた。

乳用牛、肉用牛の区分は利用目的によることとし、めすの未經産牛を肉用目的に肥育しているものは肉用牛とした。ただし、搾乳の経験のある牛を肉用に肥育（例えば老廃牛の肥育）中のもものは肉用牛とせず乳用牛とした。これは、と畜前の短期間の肥育が一般的であり、本来の肉用牛の生産と性格を異にしていること及び1頭の牛が乳用牛と肉用牛に2度カウントされるのを防ぐためである。

ア 乳用牛の成畜

成畜とは満2歳以上の牛をいう。ただし、2歳未満であっても既に分べんの経験のある牛は、成畜に含めた。

(ア) 経産牛

分べん経験のある牛をいい、搾乳牛と乾乳牛とに分けられる。

a 搾乳牛

経産牛のうち、搾乳中の牛をいう。

b 乾乳牛

経産牛のうち、搾乳していない牛をいう。

(イ) 未經産牛

出生してから、初めて分べんするまでの牛をいう。

イ 乳用牛の月別経産牛頭数

各月1日現在毎の、経産牛（搾乳牛＋乾乳牛）の頭数をいう。

ウ 乳用牛の出生頭数

生きて生まれた子牛の頭数をいう。

(8) 肉用牛

肉用を目的として飼養している牛をいう。（種おす、子取り用めす牛を含む。）

肉用牛、乳用牛の区分は、品種区分ではなく、利用目的によって区分する。したがって、乳用種のおすばかりでなく、未經産のめす牛も肥育を目的として飼養している場合は肉用牛とした。ただし、乳用牛の廃牛を肥育しても肉用牛には含めない。

ア 肉用種の肥育用牛

黒毛和種、褐毛（あか毛）和種、無角和種、日本短角種等の和牛のほか、外国系統牛の肉専用種を肉牛として販売することを目的に飼養している牛（種おすを含む。）をいう。

なお、子取り用めす牛を除き、ほ乳・育成期間の牛においては、もと牛として出荷する予定のものは含めないが、引き続き自家で肥育する予定のものは含めた。

イ 肉用種の子取り用めす牛

子牛を生産することを目的として飼養している肉専用種のめす牛をいう。

ウ 肉用種の育成牛

もと牛として出荷する予定の肉専用種の牛をいう。

エ 乳用種

ホルスタイン種、ジャージー種等の乳用種のうち、肉用を目的に飼養している牛をいう。

(ア) ホルスタイン種他

交雑種を除く乳用種のおす牛及び未經産のめす牛をいう。

(イ) 交雑種

乳用種のめす牛に和牛等の肉専用種のおす牛を交配し生産されたF1牛・F1クロス牛をいう。

3 利用上の留意事項

(1) 畜産統計調査における四捨五入の方法

畜産統計調査における四捨五入の方法は、戸数については4桁以上の数値を以下の基準により四捨五入し、3桁以下の数値については原数表示した。

また、頭羽数については、以下の基準により四捨五入を行った。

原 数	四捨五入 する桁 (下から)	例	
		原 数 値 (四捨五入する前)	統 計 数 値 (四捨五入した後)
7桁以上	3桁	1,234,567	1,235,000
6桁	2桁	123,456	123,500
5桁		12,345	12,300
4桁	1桁	1,234	1,230
※ 3桁		123	120
※ 2桁		12	10
※ 1桁		1	0

※は、「利用者のために」の6に記した四捨五入と異なる。

(2) 畜産統計（令和2年2月1日現在）の利用について

統計法に基づく「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）において、統計調査における報告者の負担軽減のみならず、正確で効率的な統計の作成にも寄与することから、行政記録情報の積極的な活用の必要性が述べられている。

このような観点から、畜産統計における乳用牛及び肉用牛の数値把握については、従来実施してきた飼養者を対象とした郵送調査により把握する方法を取りやめ、これに替わり牛個体識別全国データベース、乳用牛群能力検定成績などのデータを活用して集計する方法に変更した。

この変更によって、令和2年の公表数値を前年（平成31年）の調査結果と比較した場合には、生産実態の変動に加えて、調査設計の変更に伴う数値の変動が含まれることから、公表項目によっては、必ずしも、生産実態の変動と整合しないケースがあり、本統計においては前年比較をしていない。

このため、令和2年公表値を前年比較する際に用いる参考データとして、別途、前年（平成31年）について、令和2年の公表数値と同様の方法により集計した数値を取りまとめているので利用願いたい。

なお、本データ集における当該数値の取扱いについては、次のとおりとする。

[1] 全国及び全国農業地域別の値は、畜産統計報告書への掲載値を参考掲載する。

[2] 都道府県別の値は、農林水産省統計部において、都道府県等からの求めに応じて提供することとされているため、ご相談いただきたい。